4　主務大臣は、第二項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第九条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定導入計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第八の認定書を交付するものとする。

5　主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6　主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第十により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　変更の認定の日付

二　変更後の導入計画認定番号

三　認定導入事業者の名称

四　変更後の認定導入計画の概要

（認定導入計画の変更の指示）

第五条　主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定導入計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該変更の指示を受ける認定導入事業者に交付するものとする。

（認定導入計画の認定の取消し）

第六条　主務大臣は、法第十条第二項又は第三項の規定により認定導入計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による通知書を当該認定が取り消される認定導入事業者に交付するものとする。

2　主務大臣は、認定導入計画の認定を取り消したときは、様式第十三により、その認定を取り消された日付、導入計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第七条　認定導入事業者は、主務大臣の求めに応じて、認定導入計画の実施状況を、様式第十四により主務大臣に報告しなければならない。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する権限の委任）

第八条　特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する総務大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地、主たる基地局の送信所の所在地又は小型無人機の常置場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する農林水産大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3　特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する経済産業大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4　特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する国土交通大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（開発供給等促進円滑化業務の実施に関する方針）

第九条　法第十二条第一項の開発供給等促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　開発供給等促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二　開発供給等促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　貸付けの対象

ロ　貸付けの方法

ハ　利率

ニ　償還期限

ホ　据置期間

ヘ　償還の方法

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

三　開発供給等促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、開発供給等促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第十条　法第十三条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第十五による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請に係る意思の決定を証する書面

三　役員の氏名及び略歴を記載した書面

四　法第十三条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第十三条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第十三条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、法第十三条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第十一条　法第十三条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　開発供給等促進業務の実施体制に関する事項

イ　開発供給等促進業務を統括する部署に関すること。

ロ　開発供給等促進業務に係る人的構成に関すること。

ハ　開発供給等促進業務に係る監査の実施に関すること。

ニ　開発供給等促進業務を行う地域に関すること。

ホ　開発供給等促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。

二　開発供給等促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けの相手方

ロ　貸付けの対象となる資金

ハ　貸付けの限度額

ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項

三　貸付けのために必要な開発供給等促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項

四　開発供給等促進業務に係る債権の管理に関する事項

五　開発供給等促進業務に係る帳簿の管理に関する事項

六　開発供給等促進業務の委託に関する事項

七　その他開発供給等促進業務の実施に関する事項

（法第十三条第四項第三号イの主務省令で定める者）

第十二条　法第十三条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。